

昭和59年改正割賦販売法等の施行について

昭和61年3月4日61産局第66号により「7. 信用情報の適正な使用等について」は廃止

(昭和59年11月26日59産局834号)
(通商産業省産業政策局長発
社団法人 日本割賦協会会長宛)

割賦販売法の一部を改正する法律（昭和59年法律第49号）、割賦販売法施行令の一部を改正する政令（昭和59年政令第305号）及び割賦販売法施行規則の一部を改正する省令（昭和59年通商産業省令第82号）の施行に当たり、下記のとおり通達します。

なお、昭和48年3月26日付48企局275号「割賦販売法の一部を改正する法律の施行に伴う（割賦販売、前払式割賦販売及びローン提携販売）契約約款の作成基準および標準契約約款について」のうち割賦販売及びローン提携販売に係る部分並びに「割賦販売法の一部を改正する法律の施行に伴う割賦購入あっせん契約約款の作成基準等について（登録業者）」は、廃止します。

記

1. 条件の表示について（割賦販売法（以下「法」という。）第3条、第29条の2、第30条関連）

法第3条、第29条の2及び第30条に定める条件の表示に当たっての表示例及び表示の基準は次のとおり。

(1) 個品方式（法第2条第3項第2号、第3条第1項及び第29条の2第1項の方法による取引をいう。以下同じ。）の場合

(ア) 表示例

- a. 現金販売価格 100,000円
- b. 割賦価格販売（ローン提携販売、割賦購入あっせんにあつては支払総額。以下1.において同じ。） 106,000円
- c. 支払期間（ローン提携販売にあつては返済期間。以下1.において同じ。） 12カ月
- d. 支払回数（ローン提携販売にあつては返済回数。以下1.において同じ。） 12回
- e. 手数料の利率（実質年率） 10.9%

(イ) 表示基準

- ① 上記5条件を表示すること。
- ② 用語を割賦販売法施行規則（以下「規則」という。）に定める定義どおり使用すること。
- ③ いわゆるボーナス払いを併用する場合、手数料の料率はボーナス月が支払開始月から何カ月目に到来するかによって変化することになるが、こうした場合の手数料率の表示方法については、次のいずれかの方法を採用することができる。
 - イ. 「上記実質年率は〇ヶ月目にボーナス払いがある場合の料率です。」等、条件を特定させ、当該条件下の料率を表示する方法
 - ロ. 算定される料率の最低率から最高率までを表示する方法

- ④ 手数料の料率（実質年率）を表示するときは、当該料率が実質年率であることを明示し、「手数料率」又は「手数料」として実質年率以外の料率を示さないこと。
- ⑤ 現金販売価格と割賦販売価格の表示は、「割賦販売価格〇〇円、現金販売価格は割賦販売価格の〇%引き」又は「現金販売価格〇〇円、割賦販売価格は現金販売価格の〇%増」としてもよい。

(2) 総合方式（法第2条第3項第1号、第3条第2項及び第29条の2第2項の方法による取引をいう。以下同じ。）の場合

(ア) 表示例

a. 支払回数（回）	3	6	12	15	20	
b. 支払期間（ヵ月）	3	6	12	15	20	
c. 手数料の料率（%） （実質年率）	9.0	10.3	10.9	11.0	11.1	
d.	(i) 割賦販売価格の現金販売価格に対する割合	1.015	1.030	1.060	1.075	1.100
	(ii) 現金販売価格100円当たりの手数料の額（円）	1.5	3	6	7.5	10

割賦販売価格の具体的算定例

[現金販売価格 100,000円、支払期間12ヵ月の場合]

(上表のd.による)

$$(i) \text{ (割賦販売価格)} = 100,000 \text{円} \times 1.060 \\ = 106,000 \text{円}$$

(上表のd.による)

$$(ii) \text{ (割賦販売価格)} = 100,000 + 100,000 \times 6 \text{円} / \\ 100 \text{円} = 106,000 \text{円}$$

(イ) 表示基準

- ① 上記a、b、cの3条件及び割賦販売価格の具体的算定例について記載すること。また、カードの利用限度額及びその他カードの利用に関する事項について定めがあるときはこれらを記載すること。

- ② 用語を規則に定める定義どおり使用すること。

- ③ 支払期間及び支払回数は購入者が選択することができる条件を全て表示し、それぞれの支払期間に対応する実質年率を併せて表示すること。ただし、いわゆるボーナス払いを併用する場合は、「ボーナス併用払をご利用の場合は、上記c.の

実質年率と異なることがあります。」旨の記載を行うことができる。

- ④ 手数料の料率（実質年率）を表示するときは、当該料率が実質年率であることを明示し、「手数料率」又は「手数料」として実質年率以外の料率を示さないこと。

- ⑤ ④にかかわらず、手数料の額の算出方法として一定の割合を表示することは妨げない。この場合、当該割合が手数料の額の算出方法としてのものであることを明示し、当該割合を手数料率と誤認させるような表示又は実質年率より目立たせるような表示を行わないこと。

- ⑥ 割賦販売価格の具体的算定例は、現金販売価格〇〇円の場合の割賦販売価格の算出方法を具体的に例示すること。

- ⑦ 「カードの利用限度額」は、特定の金額を書面に記載する方法又は当該金額を利用者に対し個別に通知する方法によって表示すること。

- ⑧ 「その他カードの利用に関する事項」として、いわゆるカード盗難保険、年会費等について定めがある場合にこれを記載すること。

(3) リボルビング方式（法第2条第1項第2号、同条第2項第2号、同条第3項第3号に規定する方法による取引をいう。以下同じ。）の場合

(ア) 表示例

a. 弁済をすべき時期

カード利用代金を毎月10日に締切り、翌月4日に下記の方法により算定した額を支払うものとします。

b. 弁済金の額の算定方法

(i) 毎月の代金お支払額は1万円とし、手数料をこれに加算してお支払いいただきます。

手数料は、毎月締切日の残高に対して0.8%の割合でお支払いいただきます。

(ii) 毎月のお支払額は、前月末のご利用残高を基準とし、ご利用残高10万円迄は5千円（ただし、お支払額が5千円以下となる場合は残全額）とし、ご利用残高が10万円を超える場合は10万円毎に5千円ずつ加算してお支払いいただきます。

なお、手数料は前月末のご利用残高に対して0.8%を乗じた額とし、お支払額に含むものとします。

(ii) 毎月のお支払額は、締切日のご利用残高の10%といたします。（ただし、お支払額が5,000円以下のときは5,000円を、ご利用残高が5,000円未満のときは残全額をお支払いいただくものとします。

手数料は、毎月締切日のご利用残高に対して0.8%をご利用代金とは別にお支払いいただきます。

c. 手数料の料率

実質年率 9.6%

d. 弁済金の額の具体的算定例

[(ii)の場合で、前月末の利用残高が120,000円であるとき]

お支払額 10,000円

うち ご利用代金

10,000円 - 960円 = 9,040円

手数料

120,000円 × 0.8% = 960円

(イ) 表示基準

- ① 上記 a、b、c、の3条件及び弁済金の額の具体的算定例について記載すること。また、カードの利用限度額及びその他カードの利用に関する事項について定めがあるときはこれらを記載すること。
- ② 用語を規則に定める定義どおり使用すること。
- ③ 弁済金の額の算定の基礎となる商品等の代金を集計する基準日（締切日）を明示すること。
- ④ 弁済金の額の算定方法は、代金及び手数料についてそれぞれ表示すること。
- ⑤ 手数料の料率（実質年率）を表示するときは、当該料率が実質年率であることを明示し、「手数料率」又は「手数料」として実質年率以外の料率を示さないこと。ただし、手数料の額の算出方法として一定の割合を表示することについては、総合方式に準じる。

⑥ カードの利用限度額及びその他カードの利用に関する事項については、総合方式に準じる。

2. 書面の交付について（法第4条、第29条の3、第30条の2 関連）

法第4条、第4条の2（法第29条の4及び第30条の6で準用する場合を含む。）、第29条の3及び第30条の2に定める書面（以下「契約書面」という。）の交付に当たっては、次の点に留意しなければならない。

(1) 総合方式、リボルビング方式における商品名等の記載の省略について

(ア) 総合方式、リボルビング方式においては、

- ① 1契約に含まれる商品の種類が2以上ある場合において、② 当該契約に含まれる商品のうち現金販売価格が最も高額なもの以外のものであって、③ 現金販売価格が3,000円に満たない商品については、契約書面に「契約商品名」、「契約商品の商標又は製造者及び機種又は型式」及び「契約数量」（以下「商品名等」という。）を記載しないことができる。

なお、同一種類の商品を複数個購入した場合の当該商品の現金販売価格は、いわゆる単価ではなく、当該商品の複数個の現金販売価格の合計とすること。

(イ) (ア)により商品名等の記載の省略を行ったときは次の措置をとらなければならない。

- ① 契約書面における商品名を記入すべき欄に、「その他〇品」として記載を省略した商品の種類の数の合計を記載すること。

② 当該商品の商品名及びその現金販売価格を販売業者が可能な限り特定しうるような明細書等を交付すること。

(ウ) (ア)は、カード利用による取引の効率性等に鑑み、総合方式、リボルビング方式について設けられた特例であり、個別方式においては、全ての商品につき商品名等を記載すべきことは言うまでもない。また、総合方式、リボルビング方式においても契約書面上に記載しうる限りの商品名等を記載することが望ましい。

(2) 商品の販売の条件となる役務の提供に関する事項の記載について

役務の提供が商品の販売の条件となるときには、当該役務の提供に関する事項を契約書面に記載すること。

(ア) 規則にいう「役務の提供が指定商品の販売の条件となっているとき」とは、当該役務の提供がなされなければ、購入者が当該指定商品の購入を行わないと客観的に判断される場合を意味する。なお、ここでいう「客観的に判断される場合」には、当事者間に明らかな合意があった場合のみならず、購入者が当該役務の提供を当該指定商品の購入の条件とすることを販売業者が当然知りうるような場合（客観的に見て、購入者と販売業者との間に黙示の合意があると判断される場合）をも含むものである。

- (イ) 商品の販売の条件となる役務の範囲については、概ね次の考え方による。
- ① ここでいう役務の提供とは、労務又は便益の提供をさす。
 - ② 役務と商品との属性上の牽連性は問わないものとする。すなわち、役務の提供が商品の価値を実現する上で必ずしも必要のない場合であっても、当該役務の提供が当該商品の販売の条件となる場合には、当該役務の提供に関する事項を記載しなければならない。
 - ③ 商品の売買を目的とする契約である限り、商品の価格と役務の対価（明示されているか否かを問わない。）との大小関係は問わないものとする。すなわち、役務の対価が商品の価格を上回るような場合であっても、当該役務の提供が当該商品の販売の条件となる場合には、当該役務の提供に関する事項を記載しなければならない。
 - ④ いわゆるアフター・サービス、配送サービス、点検サービス等通常の取引において一般的にみられる役務の提供については、取付工事、特殊な部品の交換、消耗品等の定期的供給など商品の販売の条件と判断されるような場合を除き、必ずしも記載される必要はないものと解する。
- (ウ) 商品の販売の条件となる役務の提供に関する事項は、当該商品の販売業者が契約書面への記載義務を有する。
- (ニ) 役務の提供に関する事項としては、役務の提供時期、提供回数、提供者、提供方法、提供場所、提供役務の種類、量、具体的内容等の事項のうち役務の属性に鑑み記載可能なものをできるだけ詳細に記載すること。契約書面上に記載しきれない場合には、契約書面に「別紙による」旨を記載した上で、別途、役務の提供に関する事項を記載した書面の交付を認める。この場合、当該書面には、契約書面との一体性が明らかとなるよう、契約年月日（又は申込年月日）、販売業者の名称及び住所、商品名等、訪問販売の場合には販売員氏名を記載すること。
- (ホ) 個別方式においては、商品の販売の条件となる役務の提供がない場合にも、契約書面にその旨を記載すること。
- (3) その他の事項について
- (ア) リボルビング方式の場合で弁済金の債務への充当方法について特約があるときは、これを契約書面に記載しなければならない。この場合、当該充当方法は法第30条の5及び割賦販売法施行令（以下「令」という。）第13条の3に定めるものに反しないことが望ましい。
 - (イ) 印紙代、公正証書作成費用など契約締結に要する費用及び訪問集金費用、再振替手数料など債務の弁済の受領に要する費用として、手数料以外に購入者から徴求する（又は徴求する可能性のある）費用については、特約事項として契約書面に記載しなければならない。この場合、可能な限り具

体的な金額を記載することとし、かつ、これらの費用及びその金額は、社会通念上相当な範囲を超えないものでなければならない。

(ウ) 個別方式の割賦購入あっんにおいては、その契約が三当事者間に係るものであること及び割賦購入あっせんの仕組みについて、わかりやすい説明を記載した書面を交付しなければならない。

(エ) 法第3条、第29条の2並びに第30条に定める条件の表示を行う書面及び契約書面（以下「契約書面等」という。）に使用する紙の厚さ、質、色及びインクの濃さ、色の選択に当たっては、購入者にとって読みやすいものとなるよう十分に留意しなければならない。

(オ) 契約書面等については、(社)日本割賦協会、(社)全国信販協会又は(社)日本自動車販売協会連合会の実施する契約書面等の監修を受けるとともに、その監修を受けた旨を記載することが望ましい。

3. 契約の申込みの撤回等について（法第4条の3（法第29条の4及び法第30条の6で準用する場合を含む。）関連）

法第4条の3第1項第3号は、その使用若しくは一部の消費により価格が著しく減少するおそれがある商品として政令で定める商品について、あらかじめ書面により告知されたにもかかわらず、使用し、又はその全部若しくは一部を消費した場合、無条件の契約の申込みの撤回又

は契約の解除（いわゆるクーリング・オフ）をなす旨を定めているが、その「使用又は消費」の範囲については、次の基準による。

(1) 当該商品がどのような状態になったときには「使用又は消費」したことになるかについては、当該商品ごとに個別具体的に判断せざるを得ないが、一般的には、消費者自らの行為によって当該商品の価値の回復が困難になったと認められる状態になった場合をさす。

(2) 原則として、単に商品の包装を開いただけでは「使用又は消費」に当たらないが、密封されていること自体に意味のある商品を開封した場合等は、「使用又は消費」に該当する。

(3) 販売の際に販売員が当該商品を「使用又は消費」させた場合は、消費者自らの意志による「使用又は消費」ではないこと等のため、このような行為がなされたとしても、これによりクーリング・オフの権利を喪失するものではない。

(4) 「使用又は消費」によりクーリング・オフができなくなる商品の範囲は、商品ごとに個別具体的に判断せざるを得ないが、一般的には、当該商品について通常販売されている商品の最小単位が基準となる。

具体的には、セット商品のように複数の商品により構成される商品の一部を使用又は消費した場合は、当該「使用又は消費」した商品に係る最小単位部分についてはクーリング・オフを行うことができないが、それ以外の商品についてはクーリング・オフを行うことができる。

4. 損害賠償等の額の制限について（法第6条、第30条の3関連）

(1) 法第6条第2項における「賦払金の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）」又は第30条の3第2項における「支払分の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）」には、購入者の期限の利益を喪失させない場合で個々の賦払金又は支払分の支払が遅滞しているときをも含む。この場合、遅延損害金については次の考え方による。

(ア) 支払が遅滞している賦払金又は支払分に対し、当該賦払金又は支払分を支払うべき日の翌日から支払がなされた日まで一定率を乗じて得た額を遅延損害金として請求することができる。

(イ) (ア)にかかわらず、当該遅延損害金のうち、割賦販売価格又は支払総額から既に支払われた賦払金又は支払分の額を控除した額に対し、法定利率を乗じて得た額を超える部分については、これを請求することができない。

(ウ) (ア)の「一定率」を約定するときは、利息制限法の定める範囲内を目安とする。

(2) リボルビング方式において、弁済金の支払の義務が履行されない場合の損害賠償額の予定又は違約金の定めをおくときは、当該支払の義務が履行されない弁済金に対し、一定率を乗じて得た額を遅延損害金として請求することとし、当該一定率については、利息制限法の定める範囲内を目安とする。

5. 割賦購入あっせん業者に対する抗弁について（法第30条の4、第30条の5関連）

法第30条の4（法第30条の5において準用する場合を含む。5.(6)を除き以下同じ。）は、購入者が、割賦購入あっせん業者（以下「あっせん業者」という。）から支払請求を受けたとき、指定商品の販売につきそれを販売した割賦購入あっせん関係販売業者（以下「販売業者」という。）に対して生じている事由をもって、あっせん業者に対抗することができる（支払請求に対してその支払を拒否することができる）旨を定めたものである。

(1) 対抗の事由

割賦購入あっせんの方法により購入した商品に係る代金（割賦購入あっせんの手数料を含む。以下同じ。）の支払分（リボルビング方式においては弁済金。以下同じ。）の支払を拒否することができる事由（以下「対抗事由」という。）は、購入者保護の観点から、できる限り広く解すべきであり、原則として、商品の販売について販売業者に対して主張しうる事由は、およそこれをもってあっせん業者に対抗することができる事由になると解する。対抗事由の具体例としては、次のようなものが考えられるが、当然のことながら、これらの事由に限定されるものではない。

〈例〉

(ア) 販売業者に債務不履行等があること

① 商品の引渡しがないこと

② 見本・カタログ等によって提示された商品と現に引渡された商品とが違うこと

③ 商品に明らかな瑕疵又は隠れた瑕疵があること

④ 商品の引渡しが遅れたため、商品購入の目的が達せられなかったこと

⑤ 商品の販売の条件となっている役務の提供がないこと

⑥ その他販売業者に債務不履行があること

(イ) 売買契約が成立していない場合、無効である場合又は取消しうる場合であること

ただし、売買契約が購入者にとって商行為である場合及び購入者の支払総額（1契約に含まれる商品の支払総額の合計）が4万円（リボルビング方式においては、現金販売価格（1契約に含まれる商品の現金販売価格の合計）が3万8千円）に満たない場合には、購入者は法第30条の4に基づいて対抗を行うことはできない。また、販売業者に対して生じている事由が存する場合であっても、その事由をもって、購入者があっせん業者に対して支払を停止することが信義に反すると認められる場合には、対抗を行うことができないと解する。

(2) 対抗の時期

購入者は、対抗事由が生じたときは、あっせん業者からの支払の請求を待たずに、直ちにあっせん業者に対し支払を行わない旨申し出ることができる。

(3) 対抗の内容

対抗は、あっせん業者からの支払請求に対し、その支払を拒否することをその内容とする。したがって、あっせん業者に対して既に支払った支払分の返還請求を法第30条の4に基づいて行うことはできない。また、代物請求、瑕疵ある商品の修補請求、販売業者から受けた損害の賠償請求など支払の拒否以外の権利の行使は、販売業者に対して行うべきである。

(4) 対抗の対象

対抗の対象となるのは、対抗事由の存する商品に係る代金の支払分の支払請求（当該支払分の支払の遅滞から生じた遅延損害金の支払請求を含む。）であり、当該商品以外の商品等に係る代金の支払分の支払請求を拒むことはできない。

(5) 対抗の手続き

具体的な対抗の手続きは、概ね次のようなものになる。

(ア) 購入者は、あっせん業者に対抗するときには、対抗事由の存する商品に係る代金の支払分の支払を停止する旨をあっせん業者に対し申し出るものとする。

なお、支払停止の申出をした場合は、その後の支払分の請求の時期ごとに改めて申出を行う必要はない。

(イ) 購入者は、上記の申出をするときは、あらかじめ対抗事由の解消のため、販売業者と交渉を行うよう努めるものとする。

また、購入者は、あっせん業者の求めに応じて、対抗事由、商品名、販売業者名等を記載した書面をあっせん業者に対し速やかに提出するよう努めるものとする。

(ウ) あっせん業者は、購入者から支払を停止する旨の申出を受けたときは、直ちに販売店への連絡、対抗事由等を記載すべき書面の購入者への送付又は当該商品に係る支払請求の停止など所要の手續きをとるものとする。

なお、あっせん業者は、購入者との約定支払方法が金融機関の自動引落しの場合には、購入者からの求めに応じて、対抗事由が解消されるまでの間、当該事由が存する商品について支払方法を他の方法に変更する等所要の措置を講ずるものとする。

(エ) あっせん業者は、提出された書面等に基づき、対抗事由の内容等につき必要な調査を行うものとする。この場合、購入者はあっせん業者からの求めに応じてその調査に対し協力するものとする。

(オ) あっせん業者は、調査の結果、対抗事由が存在すると認めるときは、当該対抗事由が解消されるまでの間、対抗事由の存する商品に係る代金の支払分の支払請求を停止（当該対抗事由の解消が不可能であることが明らかになったときは、支払請求を中止）するものとする。

なお、当該対抗事由が解消されたときは、当該商品に係る代金の支払分の支払請求が再開されるものとする。

(カ) あっせん業者は、調査の結果対抗事由が存在すると認めた場合であって、金融機関の自動引落しの約定により対抗の申出が行われた日以降当該商品に係る代金の支払分の引落しが行われたときは、当該支払分を購入者に対し返還するものとする。

(キ) リボルビング方式における対抗について

(ク) リボルビング方式においては、個々の商品代金と弁済金の支払とが明確な対応関係にないため、請求された弁済金に対抗事由の存する商品に係る部分が含まれているか否かが必ずしも明らかではない。このため、法第30条の5において準用する法第30条の4の規定により対抗を行う場合には、法第30条の5及び令第13条の3に定める方法により、弁済金の支払の債務への充当計算を行い、抗弁事由の存する商品に係る未払債務の額を確認し、未払債務が残存する限り、対抗の対象となる弁済金の請求を対抗事由の存する商品に係る代金の請求であるとみなして対抗を行う。

(ケ) 法第30条の4第2項は、同条並びに同条を準用する第30条の5及び令第13条の3に反する特約であって購入者に有利なものの効力を否定する趣旨ではないから、たとえば対抗の申出を受けたあっせん業者が、対抗事由の存する商品の現金販売価格全額を商品代金合計の残高から控除して（既払金額の多少にかかわらず、当該対抗事由の存する商品の現金販売価格は全額未払であるとみなし、その額を請求の基礎から除外して）請求をし直す等の便法によることは妨げられるものではない。なおこの場合、

あっせん業者が商品代金の残高から当該商品の現金販売価格全額を控除した旨を書面で明らかにした上で支払請求を行ったときは、購入者は、その支払を停止することはできない。

6. 支払能力を超える購入の防止等について（法第42条の3 関連）

(1) 割賦販売業者、ローン提携販売業者又は割賦購入あっせん業者（以下「割賦販売業者等」という。）は、購入者（連帯保証人を含む。以下6.から8.までにおいて同じ。）の収入等についての調査及び信用情報機関の利用により得られた当該購入者に関する正確な信用情報に基づき、購入者が支払うこととなる賦払金等が購入者の支払能力を超えると認められる割賦販売、ローン提携販売又は割賦購入あっせん（以下「割賦販売等」という。）を行わないように努めなければならない。

(2) 割賦販売業者等は、割賦販売等を行うに当たり、購入者が未成年者である場合は、確実に親権者の同意を得るよう十分留意しなければならない。

(3) 個品方式の割賦購入あっせんを行うに当たって、割賦購入あっせん業者は、あらかじめ定められた社内規定等により購入者の契約意思の確認を確実に行わなければならない。

また、電話により上記の確認を行う場合は、購入者本人でなければ答えられないような事項を照合する等の方法により購入者自身の意思を確認しなければならない。

7. 信用情報の適正な使用等について（法第42条の4 関連）

(1) 割賦販売業者等及び信用情報機関は、信用情報を購入者の支払能力の調査以外の目的のために使用してはならない。

(2) 割賦販売業者等及び信用情報機関は、信用情報の目的外使用、漏えい等の防止のための管理体制を確立しなければならない。

(3) 割賦販売業者等は、購入者の信用情報を信用情報機関に登録すること及び当該信用情報機関の加盟会員により当該信用情報が利用されることについて、あらかじめ購入者の同意を得なければならない。

(4) 信用情報機関は、蓄積された信用情報が正確なものであるかどうかを検討し、又は、蓄積された信用情報を一定期間経過後は廃棄する等により、信用情報を常に正確なものにしておかななければならない。

(5) 信用情報機関は、その保有する誤った信用情報に基づいて判断されたため、割賦販売等を行うことを拒否されたとの申出を購入者から受けたときは、購入者に対し当該信用情報を開示するとともに、速やかにその正誤につき調査を行い、その結果を購入者に通知する等必要な措置を講じなければならない。

この場合、信用情報機関は、購入者本人以外の者に信用情報が漏えいしないようにするため、購入者本人が本人であることを証する運転免許証等を持って直接信用情報機関に出頭した場合以外は、特段の事由がない限り、信用情報の開示を行ってはならない。

8. 取立て行為の規制について

割賦販売業者等又は割賦販売業者等から債権の取立てについて委託を受けた者は、債権の取立てに当たり、次のような行為を行ってはならない。

- (1) 購入者を威迫する次のような言動を行うこと。
 - (ア) 暴力的な態度をとること
 - (イ) 大声をあげ又は乱暴な言葉を使用すること
 - (ウ) 多人数で押し掛けること
 - (エ) 購入者を威迫するような内容の書面を送付し、又は電報を送達すること等
- (2) 購入者の私生活又は業務の平穩を害する次のような言動を行うこと。
 - (ア) 正当な理由なく、午後9時から午前8時まで、その他不適當な時間帯に又は反復若しくは継続して購入者を訪問し又は電話で連絡し若しくは電報を送達すること
 - (イ) 購入者のプライバシーに関する事項をあからさまにすること
 - (ウ) 購入者の勤務先等を訪問して、購入者に不利益を与え又は困惑させること等
- (3) 債務の弁済に充てる目的で、貸金業者等からの借入れ等を強要すること。
- (4) 債務処理に関する債権を弁護士に委任した旨又は調停その他の裁判手続きをとった旨の通知を受けた後に、正当な理由なく支払請求をすること。
- (5) 法律上支払義務のない者に対し、支払請求をし又は必要以上に取立てへの協力を要求すること。

(6) その他正当とは認められない方法により請求又は取立てを行うこと。

9. 白紙委任状の取得の制限等について

購入者が個品方式により商品を購入するに際して、割賦販売業者等が強制執行認諾文言付公正証書の作成を公証人に囑託することを代理人に委任することを証する書面（以下「委任状」という。）を取得する場合は、次の点に留意すること。

- (1) 下記に掲げる事項を記載していない委任状を取得してはならない。
 - (ア) 契約商品名
 - (イ) 割賦販売価格（ローン提携販売、割賦購入あっせんにあつては支払総額）から頭金又は初回金（ローン提携販売、割賦購入あっせんにあつては頭金）の額を控除した額
 - (ウ) 契約年月日又は申込年月日
 - (エ) 賦払金（ローン提携販売にあつては分割返済金、割賦購入あっせんにあつては支払分）の額及びその支払の時期
 - (オ) 商品の代金の支払（ローン提携販売にあつては借入金の返還）の期間及び回数
 - (カ) 購入者又は連帯保証人の債務不履行に基づく契約の解除について定めがあるときはその内容
 - (キ) 支払時期の到来していない賦払金（割賦購入あっせんにあつては支払分）の支払を請求することについて定めがあるときはその内容

- (ク) 賦払金（割賦購入あっせんにあつては支払分）の支払の義務が履行されない場合（契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容
- (ケ) ローン提携販売にあつては、求償権の行使に関する事項
- (2) 委任状には、「この委任状は、購入者又は連帯保証人が債務不履行に陥った場合に直ちに強制執行を受けることを認諾する公正証書の作成の囑託を委任するものです。内容を十分ご理解の上、記名・捺印してください。」旨の文言を赤わくの中に赤字で記載するとともに、その取得に際しては、購入者又は連帯保証人が委任状の法的性格及びその内容を十分理解できるよう説明しなければならない。
- (3) 委任状は、契約書面とは別綴りにするか、契約書面と同一の綴りにするときはその第一葉目に添付することが望ましい。契約書面と同一の綴りの第二葉目以降に添付するときは、当該書面の第一葉目に「○枚目に公正証書作成に係る委任状が添付されていますので、内容を十分ご理解の上直接記名・捺印してください。」旨の文言を赤わくの中に赤字で記載し、委任状に直接記名・捺印すべきものとしなければならない。